

令和元年度
市 税 概 要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたり調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税		
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	21
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII 地方譲与税及び府交付金等		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	23
3	府民税徴収取扱費	24
VIII 徴収		
1	徴収率の推移	25
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	26
(2)	税目内訳件数及び金額	26
3	口座振替利用者数の状況	27
4	督促状発送状況	27
5	不納欠損額	27
6	歳出還付金の状況	28
IX その他		
1	徴税費の状況	29
2	税務機構及び事務分掌	30
3	税務職員の年齢及び経験年数等	31
4	税務職員の手当	31
5	固定資産評価審査委員会委員	32
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	32
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	33
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	34
※ 税率の変遷		
	市民税の税歴	35
	諸税の税歴	56
	主な税制改正（平成30年度適用）	69

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、人口減少時代の到来、少子高齢化による人口構造の変化などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

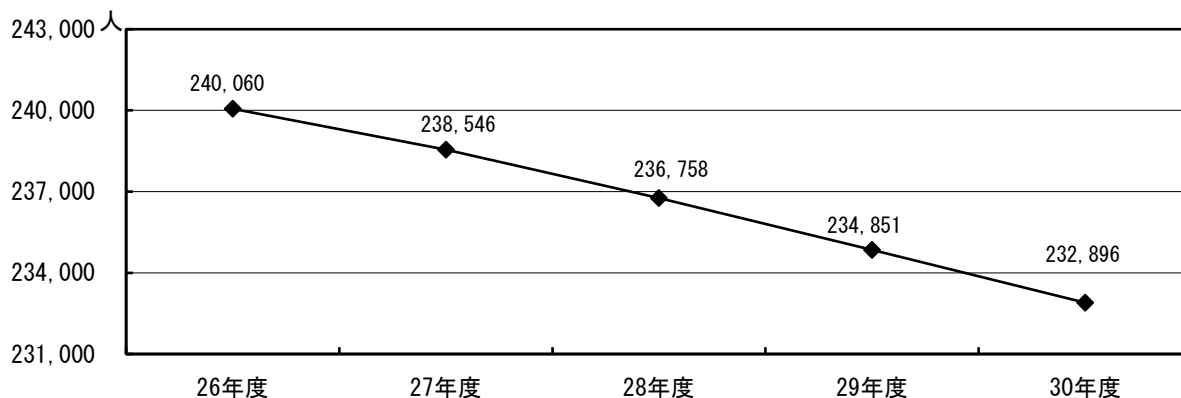
3 人口・世帯

(単位：人、世帯、%)

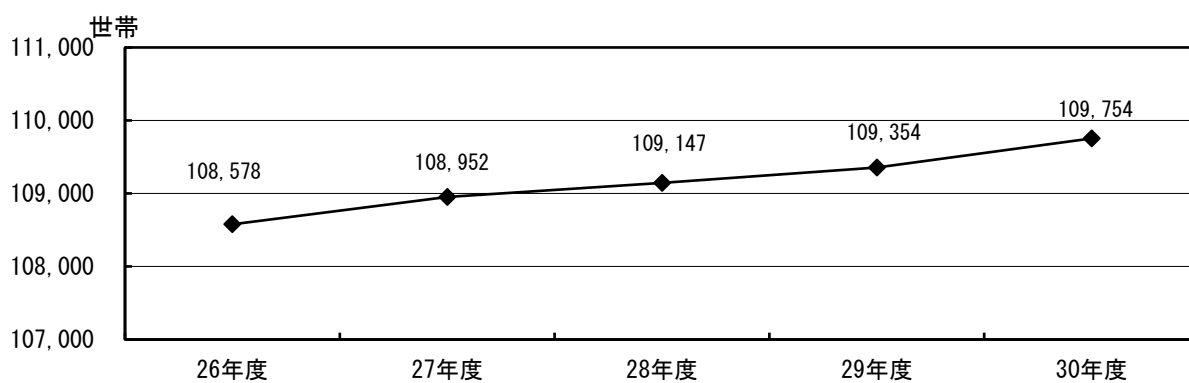
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人口	240,060	238,546	236,758	234,851	232,896
世帯数	108,578	108,952	109,147	109,354	109,754
一世帯あたりの人口	2.21	2.19	2.17	2.15	2.12
1km ² あたりの人口密度	9,719	9,658	9,585	9,508	9,429
人口の前年度比	99.6	99.4	99.3	99.2	99.2
平成26年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.4	98.6	97.8	97.0

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

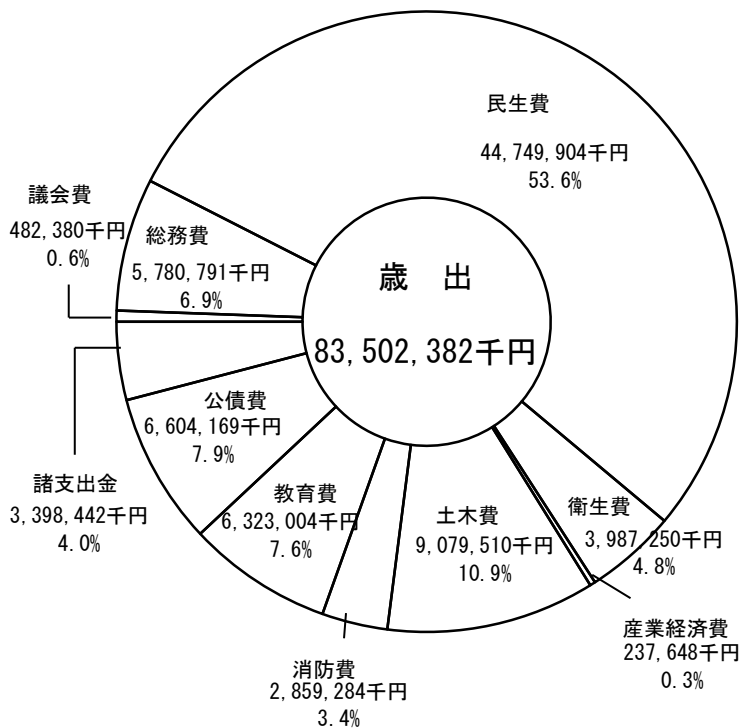
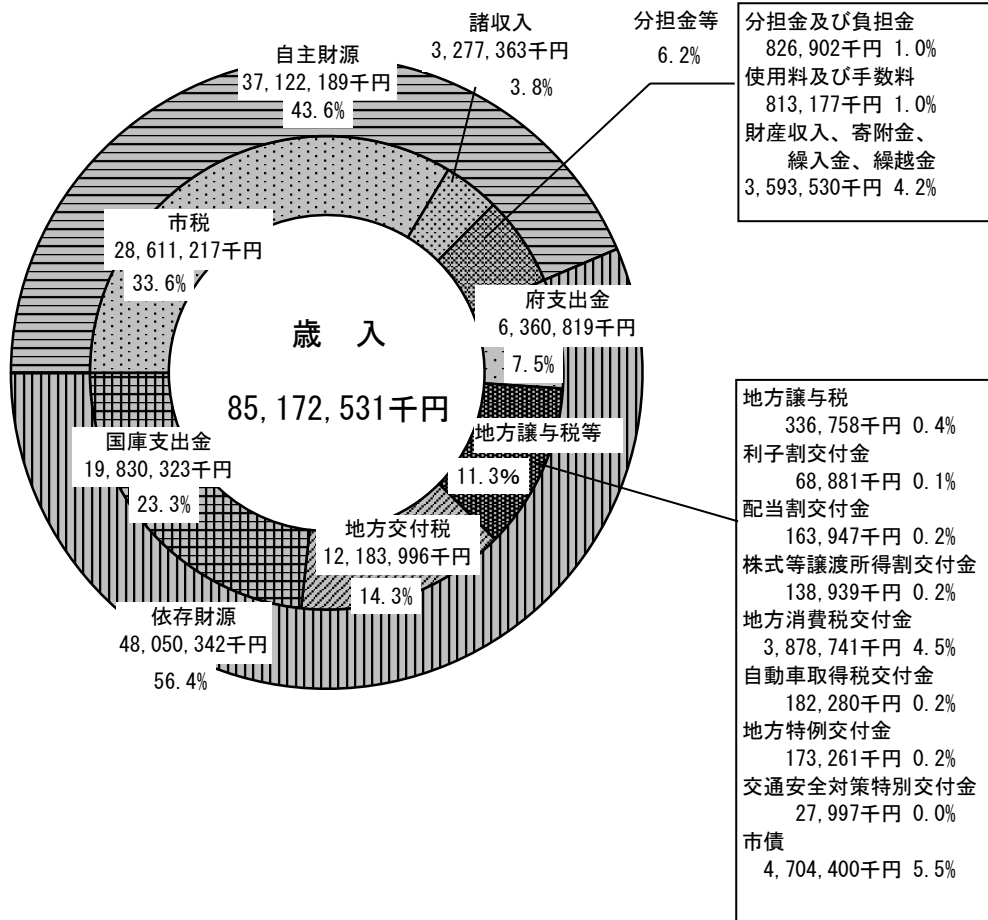
款 別	29年度				30年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,921,585	101.2	28,667,992	99.8	28,697,466	99.2	28,611,217	99.8
市 民 税	13,193,354	101.3	13,030,598	99.5	13,230,993	100.3	13,202,369	101.3
固 定 資 産 税	11,351,816	101.4	11,321,862	100.6	11,204,996	98.7	11,152,050	98.5
軽 自 動 車 税	280,001	105.6	282,540	104.6	299,043	106.8	295,137	104.5
市 た ば こ 税	1,561,002	97.4	1,512,337	93.7	1,484,628	95.1	1,478,264	97.7
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	29,700	614.1	20,620	92.6	13,187	44.4	15,063	73.1
都 市 計 画 税	2,505,712	101.1	2,500,035	101.0	2,464,619	98.4	2,468,334	98.7
地 方 譲 与 税	330,165	101.3	332,045	100.4	345,439	104.6	336,758	101.4
利 子 割 交 付 金	22,411	26.4	73,064	177.2	58,303	260.2	68,881	94.3
配 当 割 交 付 金	172,060	29.1	207,063	137.8	130,880	76.1	163,947	79.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	172,172	55.9	209,469	236.6	172,344	100.1	138,939	66.3
地 方 消 費 税 交 付 金	4,110,892	96.7	3,967,720	101.0	3,762,921	91.5	3,878,741	97.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	162,101	155.9	169,112	128.3	161,749	99.8	182,280	107.8
地 方 特 例 交 付 金	163,525	97.8	153,851	101.3	178,929	109.4	173,261	112.6
地 方 交 付 税	11,594,006	102.7	11,793,574	100.1	12,183,996	105.1	12,183,996	103.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	31,000	93.9	28,370	94.7	30,000	96.8	27,997	98.7
分 担 金 及 び 負 担 金	948,228	92.0	876,829	86.9	875,469	92.3	826,902	94.3
使 用 料 及 び 手 数 料	827,302	91.5	812,892	89.7	862,668	104.3	813,177	100.0
国 庫 支 出 金	23,638,626	101.4	22,150,548	101.5	20,633,094	87.3	19,830,323	89.5
府 支 出 金	6,778,464	109.0	6,053,932	105.7	6,681,017	98.6	6,360,819	105.1
財 産 収 入	414,209	202.6	397,711	171.3	146,379	35.3	128,992	32.4
寄 附 金	9,987	104.3	8,679	103.3	217,212	2,174.9	216,150	2,490.5
繰 入 金	1,607,813	71.1	1,381,044	61.7	2,561,540	159.3	1,623,398	117.5
諸 収 入	3,289,361	121.4	2,577,932	104.7	4,041,326	122.9	3,277,363	127.1
市 債	10,626,000	124.8	8,544,100	126.9	6,689,000	62.9	4,704,400	55.1
繰 越 金	1,544,221	94.4	1,544,221	94.4	1,624,990	105.2	1,624,990	105.2
計	95,364,128	103.1	89,950,148	102.1	90,054,722	94.4	85,172,531	94.7

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	29年度				30年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	493,417	98.1	483,403	98.6	493,116	99.9	482,380	99.8
総 務 費	5,753,603	96.2	5,396,760	99.0	6,335,900	110.1	5,780,791	107.1
民 生 費	47,701,758	103.6	45,632,544	103.0	46,401,611	97.3	44,749,904	98.1
衛 生 費	10,459,417	109.7	10,113,742	109.6	4,301,240	41.1	3,987,250	39.4
産 業 経 済 費	250,663	95.2	221,422	92.9	273,063	108.9	237,648	107.3
土 木 費	11,926,532	112.9	8,917,045	102.1	11,453,619	96.0	9,079,510	101.8
消 防 費	2,965,754	107.6	2,957,966	107.5	2,861,582	96.5	2,859,284	96.7
教 育 費	6,852,390	99.0	5,878,721	103.3	7,674,133	112.0	6,323,004	107.6
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	6,381,499	80.2	6,242,098	79.8	6,805,722	106.6	6,604,169	105.8
諸 支 出 金	2,485,455	130.1	2,481,457	130.0	3,399,281	136.8	3,398,442	137.0
予 備 費	93,590	98.9	0	0.0	55,405	59.2	0	0.0
計	95,364,128	103.1	88,325,158	102.0	90,054,722	94.4	83,502,382	94.5

平成30年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額・・・・	7

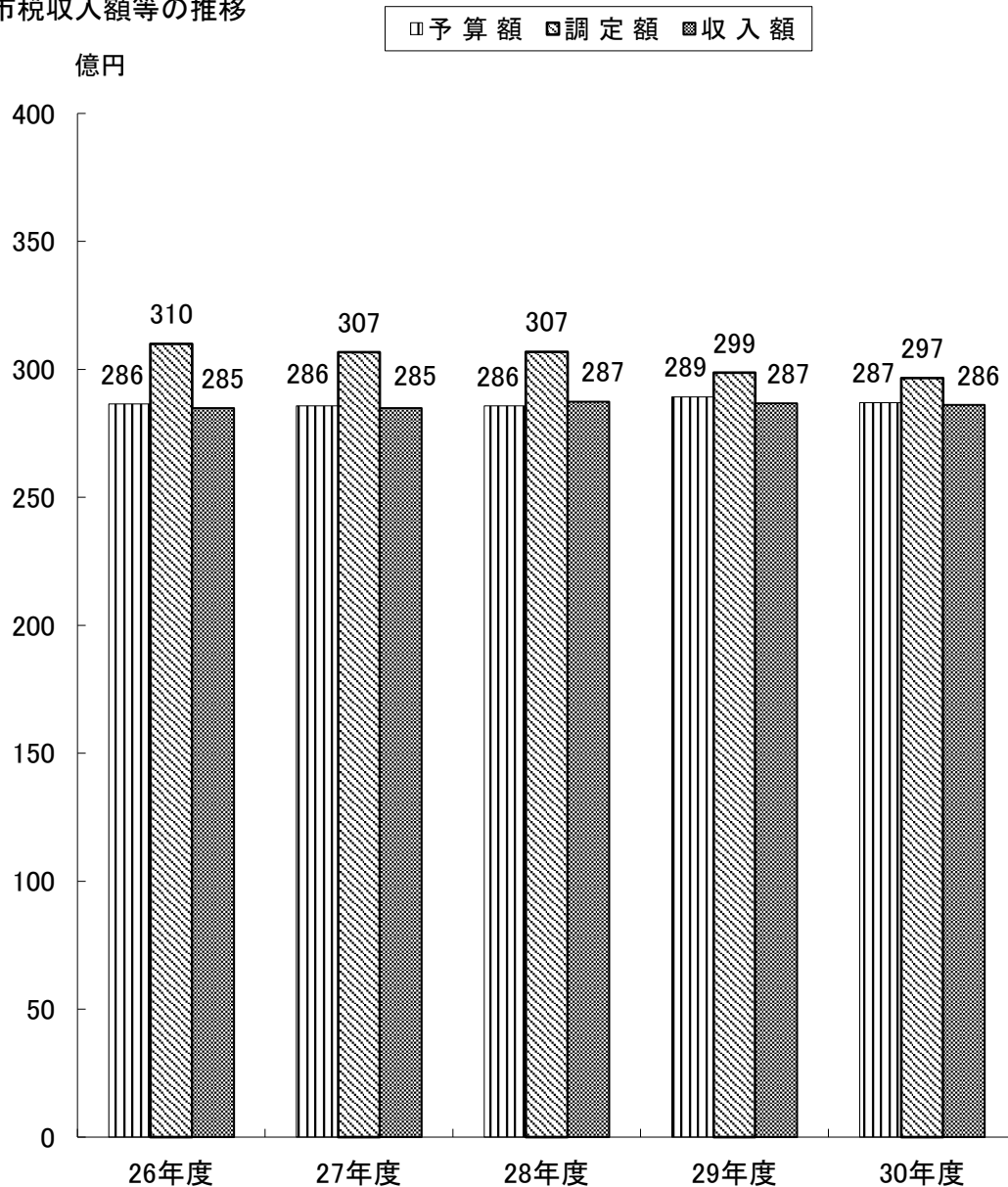
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
26	28,646,745	100.2	30,990,513	99.7	28,484,430	100.7
27	28,577,803	99.8	30,667,218	99.0	28,480,242	100.0
28	28,569,859	100.0	30,682,930	100.1	28,730,202	100.9
29	28,921,585	101.2	29,868,765	97.3	28,667,992	99.8
30	28,697,466	99.2	29,664,194	99.3	28,611,217	99.8

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	28年度			29年度			30年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,149,467	10,926,183	98.0	11,208,013	11,001,890	98.2	11,390,557	11,201,850	98.3
		滞線	547,583	240,398	43.9	447,754	232,139	51.8	356,974	201,823	56.5
		計	11,697,050	11,166,581	95.5	11,655,767	11,234,029	96.4	11,747,531	11,403,673	97.1
	法人	現年	1,930,964	1,923,889	99.6	1,795,916	1,792,323	99.8	1,795,543	1,794,344	99.9
		滞線	32,729	4,141	12.7	23,078	4,246	18.4	16,134	4,352	27.0
		計	1,963,693	1,928,030	98.2	1,818,994	1,796,569	98.8	1,811,677	1,798,696	99.3
	計			13,660,743	13,094,611	95.9	13,474,761	13,030,598	96.7	13,559,208	13,202,369
固定 資産 税	純固定資産税	現年	10,918,503	10,758,472	98.5	11,007,794	10,863,398	98.7	10,849,778	10,733,638	98.9
		滞線	891,522	207,736	23.3	597,681	170,387	28.5	539,156	130,650	24.2
		計	11,810,025	10,966,208	92.9	11,605,475	11,033,785	95.1	11,388,934	10,864,288	95.4
	交付金	現年	286,594	286,594	100.0	288,077	288,077	100.0	287,762	287,762	100.0
計			12,096,619	11,252,802	93.0	11,893,552	11,321,862	95.2	11,676,696	11,152,050	95.5
軽自動車税	現年	279,872	264,440	94.5	290,067	275,661	95.0	299,839	285,431	95.2	
	滞線	32,739	5,728	17.5	35,195	6,879	19.5	36,321	9,706	26.7	
	計	312,611	270,168	86.4	325,262	282,540	86.9	336,160	295,137	87.8	
市たばこ税	現年	1,613,972	1,613,972	100.0	1,512,337	1,512,337	100.0	1,478,264	1,478,264	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞線	294,140	0	0.0	0	0	—	0	0	—	
	計	294,140	0	0.0	0	0	—	0	0	—	
入湯税	現年	22,256	22,256	100.0	20,620	20,620	100.0	15,063	15,063	100.0	
都市計画税	現年	2,461,964	2,424,984	98.5	2,493,508	2,457,648	98.6	2,464,708	2,435,840	98.8	
	滞線	220,625	51,409	23.3	148,725	42,387	28.5	134,095	32,494	24.2	
	計	2,682,589	2,476,393	92.3	2,642,233	2,500,035	94.6	2,598,803	2,468,334	95.0	
合計	現年	28,663,592	28,220,790	98.5	28,616,332	28,211,954	98.6	28,581,514	28,232,192	98.8	
	滞線	2,019,338	509,412	25.2	1,252,433	456,038	36.4	1,082,680	379,025	35.0	
	計	30,682,930	28,730,202	93.6	29,868,765	28,667,992	96.0	29,664,194	28,611,217	96.5	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人市民税	37.7	38.4	38.1	39.0	39.6
法人市民税	6.8	6.5	6.4	6.1	6.1
固定資産税	39.4	39.1	39.4	39.8	39.4
軽自動車税	0.8	0.8	1.0	1.1	1.1
市たばこ税	5.5	5.5	5.3	5.1	5.0
特別土地保有税	0.9	0.9	1.0	0.0	0.0
入湯税	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
都市計画税	8.9	8.8	8.7	8.8	8.8

4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
人口	240,060人		238,546人		236,758人		234,851人		232,896人	
世帯数	108,578世帯		108,952世帯		109,147世帯		109,354世帯		109,754世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	53,972	119,329	54,834	120,057	55,308	119,972	55,485	119,160	56,688	120,291
個人市民税	45,394	100,362	46,648	102,133	47,165	102,308	47,835	102,731	48,965	103,902
法人市民税	8,578	18,967	8,186	17,924	8,143	17,664	7,650	16,429	7,723	16,389
固定資産税	46,401	102,589	46,302	101,376	47,529	103,098	48,209	103,534	47,884	101,610
軽自動車税	870	1,923	904	1,979	1,141	2,475	1,203	2,584	1,267	2,689
市たばこ税	7,056	15,601	7,029	15,390	6,817	14,787	6,439	13,830	6,348	13,469
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	20	44	20	44	94	204	88	188	65	137
都市計画税	10,337	22,855	10,302	22,556	10,459	22,689	10,645	22,862	10,598	22,489
合 計	118,656	262,341	119,391	261,402	121,348	263,225	122,069	262,158	122,850	260,685

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたり調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者(所得割を納める者)別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	28年度			29年度			30年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,759	100.4	12.3	5,029	105.7	13.5	5,024	99.9	15.2
	均等割のみ	3,304	104.0	8.6	3,008	91.0	8.1	2,988	99.3	9.1
	均等割・所得割	30,566	98.4	79.1	29,161	95.4	78.4	24,958	85.6	75.7
	計	38,629	99.1	100.0	37,198	96.3	100.0	32,970	88.6	100.0
	所得割	35,325	98.6		34,190	96.8		29,982	87.7	
	均等割	33,870	98.9		32,169	95.0		27,946	86.9	
給与特別徴収	所得割のみ	273	88.1	0.4	269	98.5	0.4	285	105.9	0.4
	均等割のみ	1,206	105.0	1.9	1,361	112.9	2.1	1,634	120.1	2.3
	均等割・所得割	61,301	102.3	97.7	63,423	103.5	97.5	68,537	108.1	97.3
	計	62,780	102.3	100.0	65,053	103.6	100.0	70,456	108.3	100.0
	所得割	61,574	102.3		63,692	103.4		68,822	108.1	
	均等割	62,507	102.4		64,784	103.6		70,171	108.3	
公的年金特別徴収	所得割のみ	1,695	111.4	10.5	1,898	112.0	11.4	2,188	115.3	13.0
	均等割のみ	2,913	105.1	18.0	3,014	103.5	18.1	3,029	100.5	18.0
	均等割・所得割	11,584	101.2	71.5	11,725	101.2	70.5	11,581	98.8	69.0
	計	16,192	102.9	100.0	16,637	102.7	100.0	16,798	101.0	100.0
	所得割	13,279	102.4		13,623	102.6		13,769	101.1	
	均等割	14,497	102.0		14,739	101.7		14,610	99.1	
合計	所得割のみ	6,727	102.3	5.7	7,196	107.0	6.1	7,497	104.2	6.2
	均等割のみ	7,423	104.6	6.3	7,383	99.5	6.2	7,651	103.6	6.4
	均等割・所得割	103,451	101.0	88.0	104,309	100.8	87.7	105,076	100.7	87.4
	計	117,601	101.3	100.0	118,888	101.1	100.0	120,224	101.1	100.0
	所得割	110,178	101.1		111,505	101.2		112,573	101.0	
	均等割	110,874	101.2		111,692	100.7		112,727	100.9	
特別徴収義務者数	20,377	102.7		21,172	103.9		23,706	112.0		

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	28年度	29年度	30年度
電子申告件数	52,033件	59,049件	62,989件
電子申告率	39.1%	42.5%	45.0%

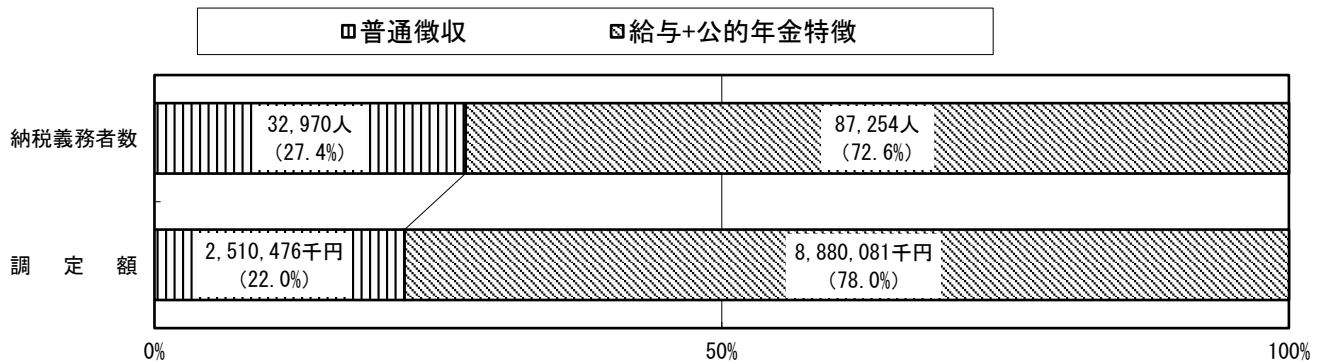
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		28年度			29年度			30年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,696,120	96.5		2,627,465	97.5		2,424,192	92.3		
	均等割	105,985	98.0		100,522	94.8		86,284	85.8		
	計	2,802,105	96.6	25.1	2,727,987	97.4	24.3	2,510,476	92.0	22.0	
特別徴収	給与	所得割	7,662,005	101.6		7,766,956	101.4		8,141,661	104.8	
		均等割	209,815	102.4		216,654	103.3		232,488	107.3	
		計	7,871,820	101.7	70.6	7,983,610	101.4	71.3	8,374,149	104.9	73.5
	公的年金	所得割	430,666	100.6		449,510	104.4		458,987	102.1	
		均等割	44,876	100.7		46,906	104.5		46,945	100.1	
		計	475,542	100.6	4.3	496,416	104.4	4.4	505,932	101.9	4.5
合計	所得割	10,788,791	100.3		10,843,931	100.5		11,024,840	101.7		
	均等割	360,676	100.8		364,082	100.9		365,717	100.4		
	計	11,149,467	100.3	100.0	11,208,013	100.5	100.0	11,390,557	101.6	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

平成30年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

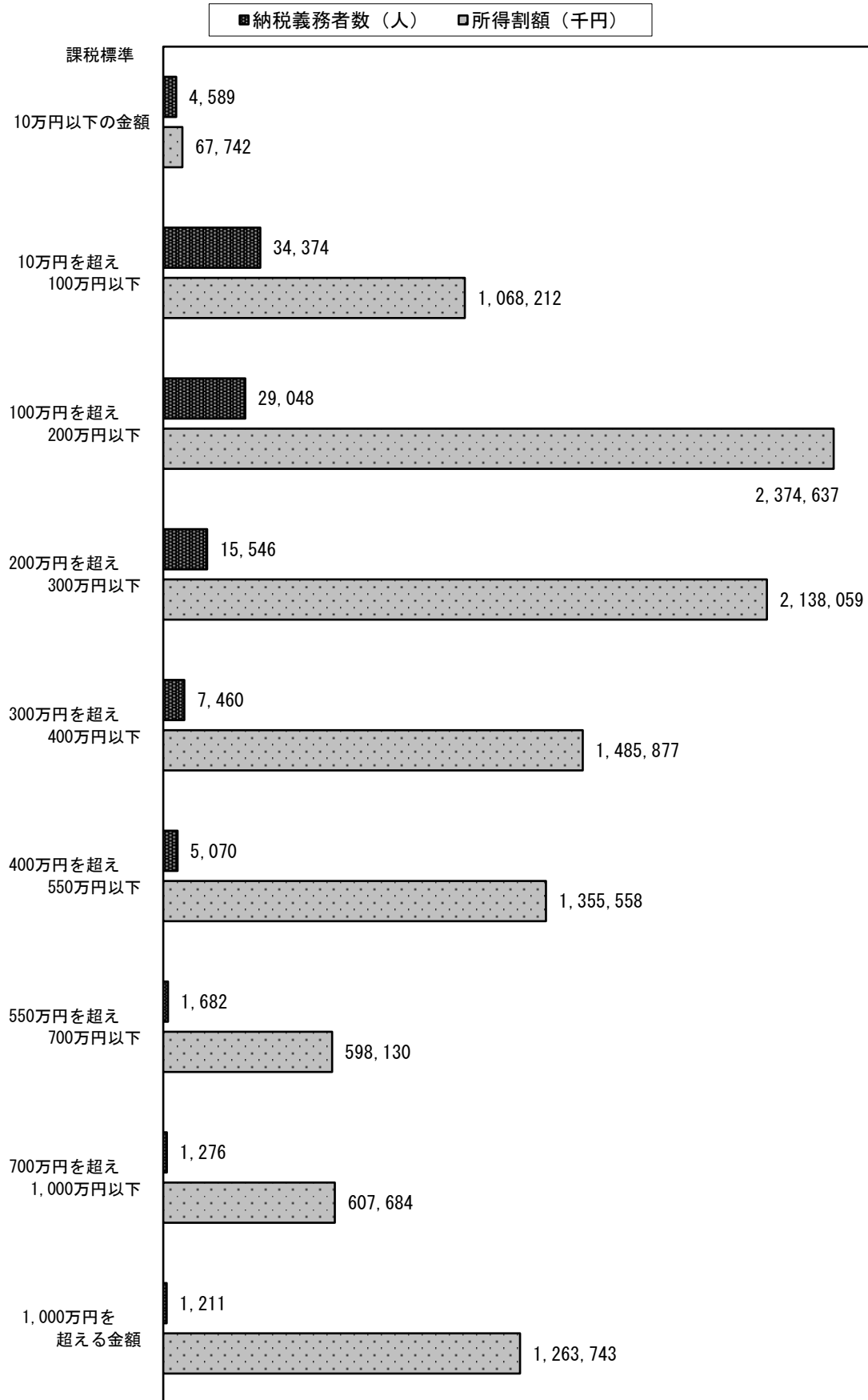
年度 区分		28年度		29年度		30年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		72,539	97.5	73,337	101.1	76,144	103.8
給与特別徴収		125,387	99.4	122,725	97.9	118,856	96.8
公的年金特別徴収		29,369	97.8	29,838	101.6	30,119	100.9
全体		94,808	99.0	94,274	99.4	94,744	100.5

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	所得者区分								
29 年度	納税義務者数（人）		79,796	5,740	5	18,621	0	—	104,162
		構成比（%）	76.6	5.5	0.0	17.9	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）		9,193,191	559,858	876	1,280,203	0	—	11,034,128
		構成比（%）	83.3	5.1	0.0	11.6	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）		115,209	97,536	175,200	68,751	0	—	105,932
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）	77,351	5,065	4	15,481	—	758	98,659
		所得金額（千円）	243,118,771	14,931,926	18,657	32,448,192	—	3,694,644	294,212,190
		構成比（%）	82.6	5.1	0.0	11.0	—	1.3	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,143,059	2,948,060	4,664,250	2,096,001	—	4,874,201	2,982,112
	30 年度	納税義務者数（人）		81,064	5,578	4	18,643	0	—
構成比（%）			77.0	5.3	0.0	17.7	0.0	—	100.0
市民税額（千円）			9,307,203	555,073	409	1,374,724	0	—	11,237,409
		構成比（%）	82.8	4.9	0.0	12.3	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額（円）		114,813	99,511	102,250	73,739	0	—	106,729	
所得割を 納める者		納税義務者数（人）	78,443	4,857	4	15,199	—	1,031	99,534
		所得金額（千円）	247,133,545	14,592,215	11,444	32,275,905	—	4,936,896	298,950,005
		構成比（%）	82.7	4.9	0.0	10.8	—	1.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,150,486	3,004,368	2,861,000	2,123,555	—	4,788,454	3,003,496
元 年度		納税義務者数（人）		82,187	5,599	6	18,328	1	—
	構成比（%）		77.4	5.3	0.0	17.3	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）		9,473,734	567,404	583	1,286,414	4	—	11,328,139
		構成比（%）	83.6	5.0	0.0	11.4	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）		115,271	101,340	97,167	70,189	4,000	—	106,747
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）	79,626	4,892	6	14,776	—	956	100,256
		所得金額（千円）	253,285,352	14,901,705	18,161	31,252,811	—	4,423,941	303,881,970
		構成比（%）	83.3	4.9	0.0	10.3	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,180,938	3,046,138	3,026,833	2,115,106	—	4,627,553	3,031,060

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

令和元年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税者数

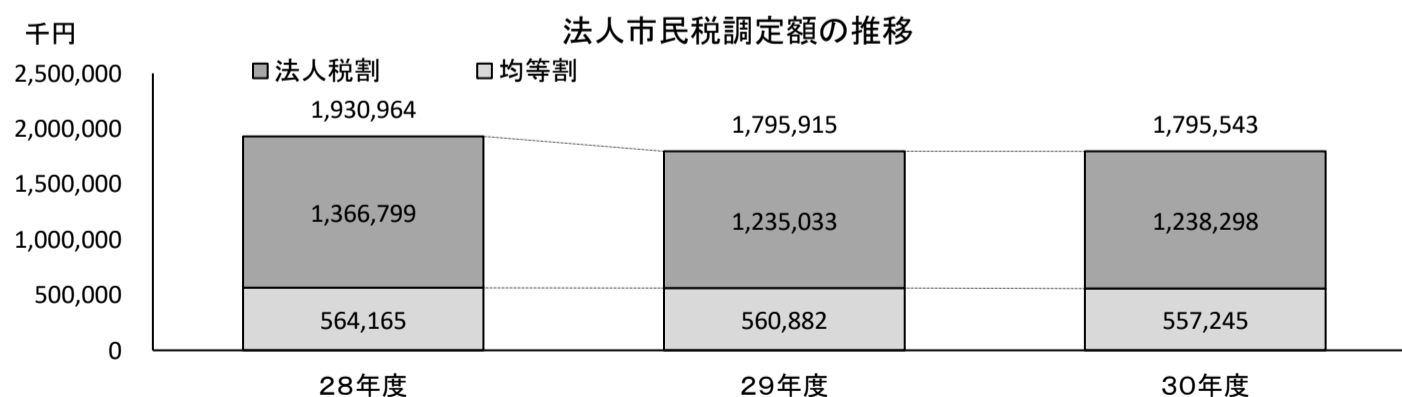
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	28年度		29年度		30年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	33	0.8	33	0.7	32	0.7
10億円超 50億円以下		2,100,000	12	0.3	13	0.3	13	0.3
10億円超	50人以下	492,000	197	4.5	211	4.7	204	4.5
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	25	0.6	27	0.6	28	0.6
	50人以下	192,000	155	3.5	163	3.7	159	3.5
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	61	1.4	62	1.4	64	1.4
	50人以下	156,000	543	12.4	550	12.3	551	12.1
1千万円以下	50人超	144,000	26	0.6	23	0.5	23	0.5
上記以外の法人		60,000	3,318	75.9	3,380	75.8	3,481	76.4
合計			4,370	100.0	4,462	100.0	4,555	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		28年度		29年度		30年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	1,329,376,900	96.9	1,221,206,000	91.9	1,216,291,600	99.6
	過年度	37,422,300	83.1	13,827,400	36.9	22,006,900	159.2
	計	1,366,799,200	96.4	1,235,033,400	90.4	1,238,298,500	100.3
均等割	現年度	552,743,600	105.8	547,786,300	99.1	547,569,000	100.0
	過年度	11,421,400	122.0	13,095,700	114.7	9,676,000	73.9
	計	564,165,000	106.1	560,882,000	99.4	557,245,000	99.4
合計		1,930,964,200	99.1	1,795,915,400	93.0	1,795,543,500	100.0



(3) 業種別調定額

	28年度		29年度		30年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	5	871,700	5	347,700	5	833,700
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	734	155,131,900	770	149,840,400	793	169,856,200
製造業	492	461,255,000	484	420,514,200	489	408,040,400
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5	285,000	9	797,900	13	1,740,400
情報通信業	56	77,554,700	59	97,052,600	59	81,342,500
運輸業, 郵便業	182	209,524,000	187	171,394,800	198	127,501,300
卸売業, 小売業	955	437,882,000	949	453,155,900	923	472,343,200
金融業, 保険業	66	154,548,800	68	91,780,900	71	136,315,400
不動産業, 物品賃貸業	618	149,766,700	637	131,734,800	653	124,864,900
学術研究, 専門・技術 サービス業	124	14,615,900	131	15,742,400	144	16,970,200
宿泊業, 飲食サービス業	214	52,366,800	225	53,472,900	225	52,386,400
生活関連サービス業, 娯楽業	164	70,571,900	172	59,653,900	178	57,105,900
教育, 学習支援業	62	10,487,300	64	11,088,800	71	12,794,000
医療, 福祉	312	54,609,500	314	48,823,300	340	57,015,500
複合サービス事業	15	5,675,700	12	8,202,600	12	4,885,600
サービス業, 其の他	366	75,817,300	376	82,312,300	381	71,547,900
合計	4,370	1,930,964,200	4,462	1,795,915,400	4,555	1,795,543,500

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTAXによる電子申告書提出件数

	28年度	29年度	30年度
電子申告件数	3,499件	3,836件	4,116件
電子申告率	58.2%	62.1%	64.4%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

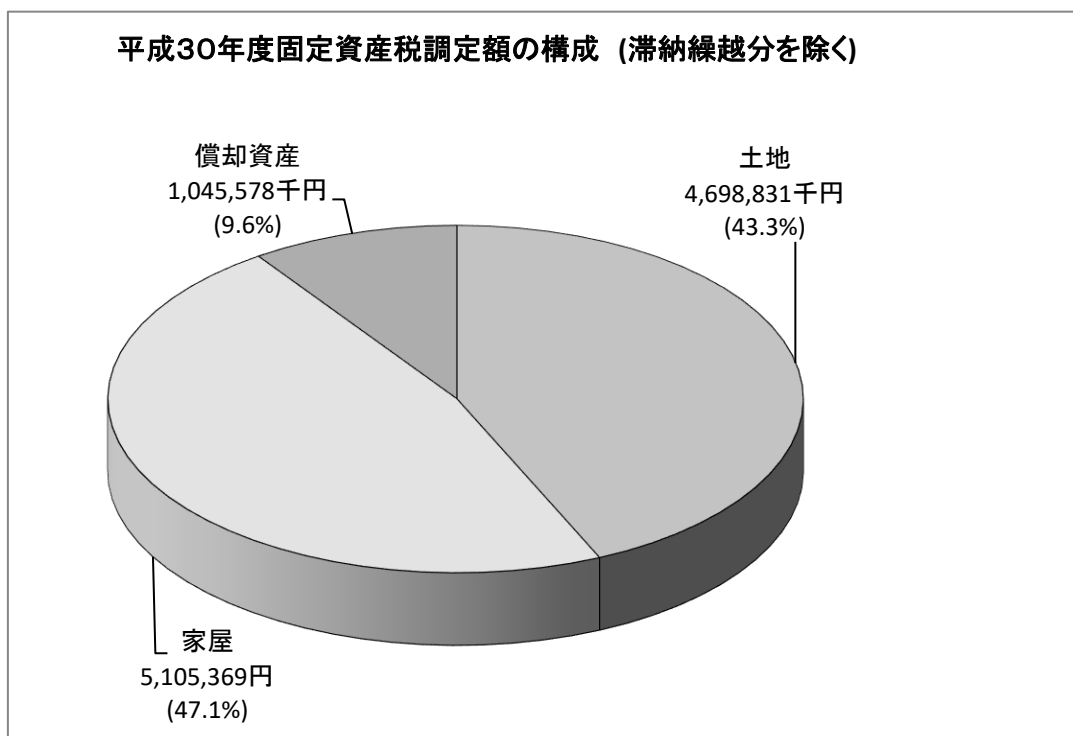
区分	年度	28年度		29年度		30年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		65,265	100.3	65,660	100.6	65,815	100.2
家屋		71,780	100.3	71,939	100.2	72,095	100.2
償却資産		1,257	107.5	1,283	102.1	1,302	101.5

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	28年度		29年度		30年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,737,081	100.0	4,728,859	99.8	4,698,831	99.4
家屋		5,101,266	103.8	5,194,109	101.8	5,105,369	98.3
小計		9,838,347	101.9	9,922,968	100.9	9,804,200	98.8
償却資産		1,080,156	105.3	1,084,826	100.4	1,045,578	96.4
合計		10,918,503	102.2	11,007,794	100.8	10,849,778	98.6

平成30年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和元年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,668	978,342	6.8	280	151,235	134,357	114,930	137	225
	介在田・市街化区域田	300	101,844	0.7	2	221	3,453,305	3,452,891	33,908	86,250
畑	一般畑	719	339,135	2.3	98	53,571	27,412	23,669	81	277
	介在畑・市街化区域畑	394	93,929	0.6	6	950	3,488,813	3,486,243	37,143	90,520
	宅地	104,572	12,322,598	85.3	882	14,229	947,444,189	946,713,499	76,887	274,200
	池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	18
	山林	311	101,741	0.7	34	9,485	924,194	923,163	16,977	62,215
	原野	30	4,930	0.0	4	896	35	28	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,596	1.6	0	0	7,752,829	7,752,829	33,767	37,168
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	1,162,814	1,162,814	56,593	214,400
	その他の雑種地	905	261,611	1.8	22	1,197	8,808,528	8,805,953	33,670	119,000
	合計	109,610	14,454,276	99.9	1,328	231,784	973,196,476	972,436,019	67,329	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	年度			
		29年度	30年度	元年度	
田	課税標準額	1,720,313	1,468,099	1,311,499	
	地積	949,879	932,705	928,730	
畑	課税標準額	1,408,172	1,344,364	1,194,602	
	地積	408,253	400,134	378,543	
宅地	課税標準額	324,535,757	322,379,997	324,452,140	
	地積	12,208,460	12,228,882	12,308,369	
池沼	課税標準額	1	0	0	
	地積	61	3	3	
山林	課税標準額	944,568	673,011	631,878	
	地積	105,335	95,052	92,256	
原野	課税標準額	27	28	28	
	地積	3,872	4,034	4,034	
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,180,867	6,174,813	6,174,813
		地積	250,846	250,143	250,143
	その他の雑種地	課税標準額	6,480,785	6,694,717	5,939,447
		地積	284,320	300,955	260,414
合計	課税標準額	341,270,490	338,735,029	339,704,407	
	地積	14,211,026	14,211,908	14,222,492	

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和元年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木 造	専 用 住 宅	108,472,145	52,182	4,361,555	24,870	119,220	55,711	
	共同住宅・寄宿舍	5,471,910	1,202	261,351	20,937	222	74	
	併 用 住 宅	2,787,692	2,829	229,025	12,172	4,061	1,464	
	工 場 ・ 倉 庫	197,044	510	34,095	5,779	4,340	2,321	
	そ の 他	910,609	2,007	70,800	48,089	9,810	6,978	
	計	117,839,400	58,730	4,956,826	23,773	137,653	66,548	
非 木 造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	6,357,614	13	88,986	71,445	0	0
		鉄筋造	6,071,558	132	134,119	45,270	0	0
		鉄骨造	31,916,452	919	647,283	49,308	0	0
		軽量鉄骨造	404,090	135	17,706	22,822	46	10
		ブロック造	2,504	6	164	15,268	0	0
		計	44,752,218	1,205	888,258	50,382	46	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,302,224	67	571,695	58,252	0	0
		鉄筋造	78,176,916	1,694	1,421,238	55,006	359	58
		鉄骨造	35,566,337	4,028	908,327	39,156	41	13
		軽量鉄骨造	17,112,074	3,286	514,842	33,238	541	282
		ブロック造	102,276	236	9,352	10,936	1,394	349
		計	164,259,827	9,311	3,425,454	47,953	2,335	702
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	681,170	5	6,839	99,601	0	0
		鉄筋造	2,752,512	31	49,059	56,106	0	0
		鉄骨造	2,600,282	45	32,941	78,938	0	0
		軽量鉄骨造	122,833	6	1,949	63,024	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,156,797	87	90,788	67,815	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	116,757	4	7,733	15,099	0	0
		鉄筋造	1,548,222	84	55,551	27,870	0	0
		鉄骨造	22,549,137	1,070	834,583	27,018	0	0
		軽量鉄骨造	586,891	338	76,141	7,708	865	214
		ブロック造	57,290	128	6,214	9,220	822	180
		計	24,858,297	1,624	980,222	25,360	1,687	394
	そ の 他	鉄骨鉄筋造	1,583,870	4	19,911	79,547	0	0
		鉄筋造	16,954,048	10,938	439,859	38,544	14	1
		鉄骨造	9,053,876	104	179,650	50,397	0	0
		軽量鉄骨造	81,167	85	6,277	12,931	0	0
		ブロック造	20,930	90	1,905	10,987	219	64
		計	27,693,891	11,221	647,602	42,764	233	65
合 計	鉄骨鉄筋造	42,041,635	93	695,164	60,477	0	0	
	鉄筋造	105,503,256	12,879	2,099,826	50,244	373	59	
	鉄骨造	101,686,084	6,166	2,602,784	39,068	41	13	
	軽量鉄骨造	18,307,055	3,850	616,915	29,675	1,452	506	
	ブロック造	183,000	460	17,635	10,377	2,435	593	
	計	267,721,030	23,448	6,032,324	44,381	4,301	1,171	

(概要調書による)

② 令和元年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	47,514	3,652,745	455	29,435	345,886	364
	併 用 住 宅	118	8,243	1	4,881	41,060	60
	共同住宅・寄宿舍	9,563	754,746	28	8,159	69,265	44
	工 場 ・ 倉 庫	245	7,327	6	789	3,014	14
	そ の 他	2,189	125,212	12	837	3,685	28
	小 計	59,629	4,548,273	502	44,101	462,910	510
非 木 造	事務所・店舗・銀行	9,065	752,799	17	6,785	285,494	16
	住宅・アパート	14,488	1,347,027	55	6,094	184,837	33
	工場・倉庫・市場	41,512	2,831,932	13	7,576	149,294	15
	そ の 他	1,777	234,345	5	12,150	245,522	18
	小 計	66,842	5,166,103	90	32,605	865,147	82
合 計		126,471	9,714,376	592	76,706	1,328,057	592

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和元年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア) 以外
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	15,279,693	15,239,822	57,969	15,181,853
	機 械 及 び 装 置	20,019,053	18,997,772	629,679	18,368,093
	船 舶	1,759	1,759	0	1,759
	車 両 及 び 運 搬 具	394,399	393,665	735	392,930
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,430,981	13,418,961	7,625	13,411,336
	小 計	49,125,885	48,051,979	696,008	47,355,971
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		28,203,141	27,350,369		
合 計		77,329,026	75,402,348		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	28年度	29年度	30年度
電子申告件数	1,057件	1,198件	1,395件
電子申告率	22.8%	25.6%	27.3%

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	28年度		29年度		30年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	286,594	99.9	288,077	100.5	287,762	99.9
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	286,594	99.9	288,077	100.5	287,762	99.9

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	28年度	29年度	30年度
納税義務者数(人)	78,740	78,709	78,766
前年度比(%)	100.2	100.0	100.1
調定額(千円)	2,461,964	2,493,508	2,464,708
前年度比(%)	101.0	101.3	98.8

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

- 1 軽自動車税
 - (1) 車種別課税台数及び調定額・・・・・・・・・・ 21
- 2 市たばこ税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22
- 3 入湯税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区 分		28 年 度			29 年 度			30 年 度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	19,588	39,174	191.9	18,872	37,739	96.3	17,981	35,955	95.3		
	90cc以下	812	1,623	153.0	767	1,534	94.5	715	1,430	93.2		
	125cc以下	5,749	13,798	158.0	6,009	14,422	104.5	6,252	15,003	104.0		
	ミニカー	94	348	152.6	106	392	112.6	97	359	91.6		
	小 計	26,243	54,943	180.5	25,754	54,087	98.4	25,045	52,747	97.5		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	3,170	11,412	144.8	3,186	11,469	100.5	3,221	11,596	101.1		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	11	61	92.4	10	58	95.1	13	81	139.7
			自家用	20,346	166,016	117.0	20,650	176,435	106.3	21,021	187,368	106.2
		貨物	営業用	559	1,797	114.3	608	2,019	112.4	631	2,147	106.3
			自家用	6,485	29,555	112.0	6,363	29,640	100.3	6,249	29,534	99.6
	農 耕 用	37	89	164.8	40	96	107.9	40	96	100.0		
	特殊作業用	89	525	122.7	86	507	96.6	85	502	99.0		
	小 計	30,697	209,455	117.5	30,943	220,224	105.1	31,260	231,324	105.0		
二輪の小型自動車		2,579	15,474	153.2	2,626	15,756	101.8	2,628	15,768	100.1		
合 計		59,519	279,872	127.9	59,323	290,067	103.6	58,933	299,839	103.4		

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
消費本数 (千本)	旧3級品 15,964	旧3級品 12,990	旧3級品 10,090
	旧3級品以外 297,984	旧3級品以外 279,237	旧3級品以外 264,438
税率	旧3級品 1,000本につき2,925円	旧3級品 1,000本につき3,355円	旧3級品 1,000本につき4,000円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円 (H30. 10. 1以降) 1,000本につき5,692円
調定額 (千円)	1,613,972	1,512,337	1,478,264
前年度比 (%)	96.3	93.7	97.7

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	28年度	29年度	30年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 296,743	274,930	200,836
調定額	22,255,725	20,619,750	15,062,700

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金	23
3	府民税徴収委託金	24

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
6月期分	27,968,000	27,809,000	27,208,000
11月期分	40,867,000	40,116,000	39,430,000
3月期分	27,778,000	28,289,000	30,597,000
計	96,613,000	96,214,000	97,235,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
6月期分	64,020,000	68,840,000	62,361,000
11月期分	95,313,000	97,318,000	97,693,000
3月期分	74,812,000	69,673,000	79,469,000
計	234,145,000	235,831,000	239,523,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
6月期分	0	0	0
11月期分	0	0	0
3月期分	0	0	0
計	0	0	0

2 府交付金

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
8月期分	12,939,000	26,825,000	27,355,000
12月期分	11,431,000	27,159,000	25,699,000
3月期分	16,856,000	19,080,000	15,827,000
計	41,226,000	73,064,000	68,881,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
8月期分	44,841,000	47,156,000	47,872,000
12月期分	7,770,000	8,963,000	7,722,000
3月期分	97,676,000	150,944,000	108,353,000
計	150,287,000	207,063,000	163,947,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
3月期分	88,526,000	209,469,000	138,939,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
6月期分	971,442,000	951,800,000	950,583,000
9月期分	1,250,325,000	1,299,195,000	1,227,659,000
12月期分	728,129,000	703,998,000	687,879,000
3月期分	977,472,000	1,012,727,000	1,012,620,000
計	3,927,368,000	3,967,720,000	3,878,741,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
8月期分	38,699,000	54,399,000	55,816,000
12月期分	43,651,000	53,475,000	59,298,000
3月期分	49,469,000	61,238,000	67,166,000
計	131,819,000	169,112,000	182,280,000

3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
8月期分	90,473,234	87,587,234	91,834,681
11月期分	85,502,651	85,241,659	86,565,178
2月期分	81,875,320	81,555,840	83,418,073
5月期分	80,303,630	81,595,959	82,269,215
計	338,154,835	335,980,692	344,087,147

VIII 徴収

1	徴収率の推移	25
2	収納種別実施状況	26
(1)	取扱件数及び金額	26
(2)	税目内訳件数及び金額	26
3	口座振替利用者数の状況	27
4	督促状発送状況	27
5	不納欠損額	27
6	歳出還付金の状況	28

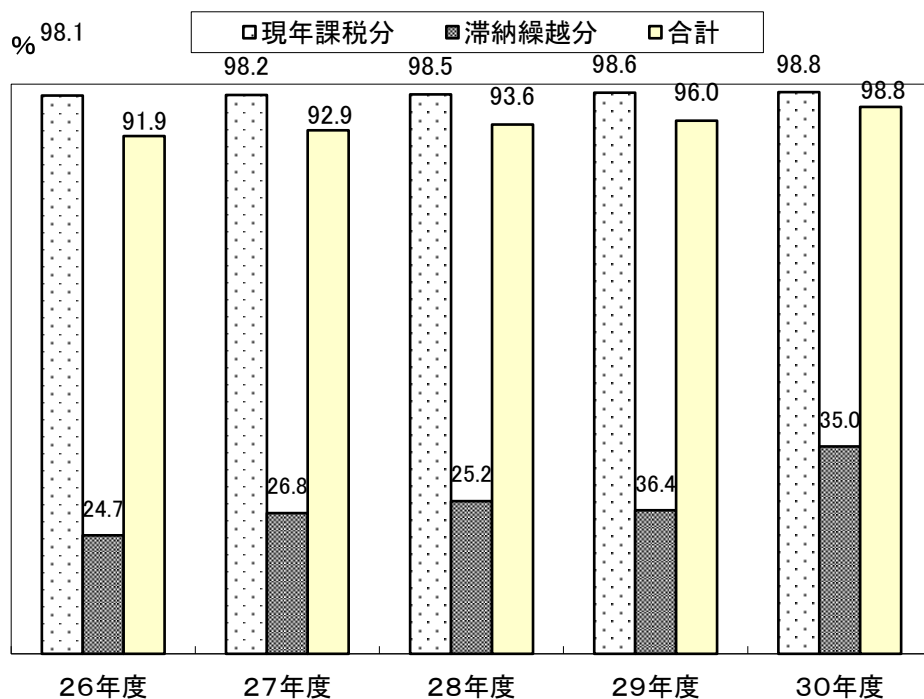
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人市民税	現年課税分	97.5	97.8	98.0	98.2	98.3
	滞納繰越分	35.1	39.9	43.9	51.8	56.5
法人市民税	現年課税分	99.5	99.5	99.6	99.8	99.9
	滞納繰越分	22.0	28.5	12.7	18.4	27.0
固定資産税	現年課税分	98.1	98.2	98.5	98.7	98.9
	滞納繰越分	24.5	26.3	23.3	28.5	24.2
軽自動車税	現年課税分	95.0	94.6	94.5	95.0	95.2
	滞納繰越分	14.5	24.0	17.5	19.5	26.7
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.9	98.1	98.5	98.6	98.8
	滞納繰越分	24.5	26.3	23.3	28.5	24.2
市税合計	現年課税分	98.1	98.2	98.5	98.6	98.8
	滞納繰越分	24.7	26.8	25.2	36.4	35.0
	合計	91.9	92.9	93.6	96.0	96.5

徴収率の推移



2 収納種別実施状況

(1)取扱件数及び金額

(単位:件、円)

種別	年度	28年度		29年度		30年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		195,170	7,857,847,319	184,808	7,613,910,135	184,855	7,180,978,640
口座振替		39,773	3,225,202,662	40,043	3,288,974,128	39,641	3,288,539,896
コンビニ		111,122	2,787,921,901	117,475	2,942,183,525	117,379	2,896,194,882
ペイジー		50,461	2,320,399,091	49,407	2,380,559,169	49,702	2,480,370,495
その他		25,042	348,596,249	24,824	353,136,662	22,138	312,370,982
合計		421,568	16,539,967,222	416,557	16,578,763,619	413,715	16,158,454,895

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2)税目内訳件数及び金額

(単位:件、円)

税目・種別	年度	28年度		29年度		30年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税(普通徴収)	金融機関窓口等	54,545	387,390,364	50,479	328,005,917	51,531	220,867,111
	口座振替	7,125	630,481,062	6,891	606,486,128	6,181	587,753,196
	コンビニ	30,856	952,167,589	31,432	970,932,554	28,171	866,064,555
	ペイジー	13,021	765,409,113	12,400	767,582,069	11,649	782,583,515
	計	105,547	2,735,448,128	101,202	2,673,006,668	97,532	2,457,268,377
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口等	122,178	7,387,127,567	117,075	7,208,947,508	116,585	6,884,861,557
	口座振替	30,451	2,584,783,300	30,968	2,672,172,700	31,162	2,688,224,800
	コンビニ	52,573	1,708,229,192	55,692	1,826,389,171	57,807	1,873,669,239
	ペイジー	28,747	1,513,584,038	28,655	1,571,365,680	29,802	1,655,459,580
	計	233,949	13,193,724,097	232,390	13,278,875,059	235,356	13,102,215,176
軽自動車税	金融機関窓口等	18,447	83,329,388	17,254	76,956,710	16,739	75,249,972
	口座振替	2,197	9,938,300	2,184	10,315,300	2,298	12,561,900
	コンビニ	27,693	127,525,120	30,351	144,861,800	31,401	156,461,088
	ペイジー	8,693	41,405,940	8,352	41,611,420	8,251	42,327,400
	計	57,030	262,198,748	58,141	273,745,230	58,689	286,600,360
その他		25,042	348,596,249	24,824	353,136,662	22,138	312,370,982
合計		421,568	16,539,967,222	416,557	16,578,763,619	413,715	16,158,454,895

3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	28年度			29年度			30年度		
	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)	38,629	7,125	18.4	37,198	6,891	18.5	32,970	6,181	18.7
固定資産税 都市計画税	79,568	30,451	38.3	79,730	30,968	38.8	79,779	31,162	39.1
軽自動車税	46,048	2,197	4.8	45,729	2,184	4.8	45,380	2,298	5.1
合計	164,245	39,773	24.2	162,657	40,043	24.6	158,129	39,641	25.1

4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	28年度		29年度		30年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	25,413	35.4%	26,570	33.0%	22,020	29.9%
個人市民税 (特別徴収)	5,136	7.1%	6,699	8.3%	8,596	11.7%
法人市民税	204	0.3%	277	0.4%	254	0.3%
市民税計	30,753	42.8%	33,546	41.7%	30,870	41.9%
固定資産税 都市計画税	32,154	44.8%	37,394	46.4%	34,624	46.9%
軽自動車税	8,915	12.4%	9,581	11.9%	8,241	11.2%
合計	71,822	100.0%	80,521	100.0%	73,735	100.0%

5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,945	79,227,074	1,441	63,546,760	1,423	66,008,211
法人市民税	99	12,459,792	83	6,222,300	86	5,547,580
固定資産税 都市計画税	1,158	302,202,435	642	33,255,825	788	101,112,140
軽自動車税	3,289	7,247,586	3,011	6,393,620	3,027	6,541,430
特別土地保有税	2	294,139,500	-	-	-	-
合計	6,493	695,276,387	5,177	109,418,505	5,324	179,209,361

6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	918	29,204,580	887	26,865,250	1,047	31,521,180
法人市民税	208	82,717,900	257	113,941,700	246	25,486,800
固定資産税 都市計画税	562	62,118,493	269	10,654,460	425	60,733,937
軽自動車税	36	87,800	57	232,520	50	240,920
合計	1,724	174,128,773	1,470	151,693,930	1,768	117,982,837

IX その他

1	徴税費の状況	29
2	税務機構及び事務分掌	30
3	税務職員の年齢及び経験年数等	31
4	税務職員の手当	31
5	固定資産評価審査委員会委員	32
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	32
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	33
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	34

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		28年度			29年度			30年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,730,202	100.9		28,667,992	99.8		28,611,217	99.8		
	個人府民税 (2)	7,412,883	100.7		7,461,770	100.7		7,576,100	101.5		
	計 (3)	36,143,085	100.8		36,129,762	100.0		36,187,317	100.2		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	193,238	90.6	40.9	189,098	97.9	40.3	182,141	96.3	38.7
		諸 手 当	132,990	90.8	28.2	131,395	98.8	28.0	132,909	101.2	28.3
		時間外勤務手当	8,490	76.7	1.8	8,510	100.2	1.8	10,200	119.9	2.2
		税務特別手当	302	74.2	0.1	168	55.6	0.0	28	16.7	0.0
		その他の手当	124,198	92.0	26.3	122,717	98.8	26.2	122,681	100.0	26.1
		そ の 他 (共 済 費 等)	68,308	91.4	14.5	70,090	102.6	15.0	69,615	99.3	14.8
	計	394,536	90.8	83.6	390,583	99.0	83.3	384,665	98.5	81.8	
	需 用 費	旅 費	126	73.3	0.0	97	77.0	0.0	158	162.9	0.0
		賃 金	8,035	89.6	1.7	8,054	100.2	1.7	8,857	110.0	1.9
		そ の 他	69,425	96.6	14.7	70,229	101.2	15.0	76,590	109.1	16.3
	計	77,586	95.8	16.4	78,380	101.0	16.7	85,605	109.2	18.2	
	合 計 (4)		472,122	91.6	100.0	468,963	99.3	100.0	470,270	100.3	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		318,179	101.0		320,194	100.6		321,312	100.3	
(4) - (5) = (6)		153,943	76.8	148,769		96.6	148,958		100.1		
税収入に 対する徴 税額の 割合	(4) / (3)	1.3%			1.3%			1.3%			
	(6) / (1)	0.5%			0.5%			0.5%			
税 務 職 員 数		56 人			55 人			53 人			

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成31年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主査～職員	計
市民税課	—	1	—	3	—	16	20
固定資産税課	—	1	—	3	—	12	16
納税課	1	—	1	1	—	14	17
計	1	2	1	7	0	42	53

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 税務室の事務分掌

市民税課

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (8) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）に関する証明書（他の所管に属するものを除く。）の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 室内の調整に関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税（都市計画税を含む。第4号において同じ。）の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

納税課

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成31年3月31日現在

年 齢 担当名	平成31年3月31日現在							計	平均年齢
	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上		
市 民 税 課	0	3	3	6	3	2	3	20	39歳6月
固定資産税課	0	0	1	0	1	4	10	16	53歳5月
納 税 課	0	1	2	2	0	1	11	17	49歳2月
計	0	4	6	8	4	7	24	53	46歳10月

(2) 税務経験年数別職員数

平成31年3月31日現在

年 数 担当名	平成31年3月31日現在							計	平均経験 年数
	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上		
市 民 税 課	3	7	5	0	2	3	0	20	4年8月
固定資産税課	1	2	2	6	1	2	2	16	7年8月
納 税 課	2	8	1	2	1	3	0	17	5年0月
計	6	17	8	8	4	8	2	53	5年8月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	倉内 喜由	平成20年11月1日 (4期目)	令和2年10月31日
委員長職務代理	上原 武彦	平成23年7月10日 (3期目)	令和2年7月9日
委員	山本 實	平成25年10月1日 (3期目)	令和4年9月30日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		28年度	29年度	30年度
審査申出件数		0	0	1
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	0	0	0
	却下	0	0	1
	取下げ件数	0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

平成31年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税課	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産課税	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税課	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「評価証明書」、「公課証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額 (税務室分)

	29年度		30年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税課	4,567	1,370,100	3,658	1,097,400	80.1	80.1	
課税、所得、非課税 法人所在地	4,567	1,370,100	3,658	1,097,400	80.1	80.1	1件 300円
固定資産税課	2,430	1,574,850	2,595	1,612,700	106.8	102.4	
各種台帳閲覧	609	182,700	815	244,500	133.8	133.8	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	987	363,750	974	359,500	98.7	98.8	
公課証明	59	20,900	41	14,200	69.5	67.9	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	775	1,007,500	765	994,500	98.7	98.7	
納税課	1,181	354,300	1,152	345,600	97.5	97.5	
個人市民税納税証明	193	57,900	237	71,100	122.8	122.8	1件 300円
法人市民税納税証明	611	183,300	498	149,400	81.5	81.5	
固定資産税納税証明	309	92,700	262	78,600	84.8	84.8	
軽自動車税納税証明	8	2,400	4	1,200	50.0	50.0	
完納証明書	60	18,000	151	45,300	251.7	251.7	
合計	8,178	3,299,250	7,405	3,055,700	90.5	92.6	

税率の変遷

市民税の税歴	35
諸税の税歴	56
主な税制改正（平成 30 年度適用）	69

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/21)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)		
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/21)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から 4% 府民税の所得割から 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から 3% 府民税の所得割から 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/21)

賦課期日・申告期限	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
	41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)	同	左	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左			
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)	同	左	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
	基礎控除	100,000円	同	左	雑損	総所得金額の10%を超える金額	
					医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	
				基礎控除	110,000円		
市 民 税	均等割	400円	同	左	均等割	400円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同	左	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	
	均等割	100円	同	左	均等割	100円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止	同	左	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円	同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。
		配当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	同	左		
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円	○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円			青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

市民税の税歴(4/21)

賦課期日・申告期限	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養 配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	同 左	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円	同 左	同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)	同 左			
市民税	基礎控除	120,000円	130,000円	140,000円	150,000円			
	均等割	400円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	15万円以下の金額	2%	同 左	同 左	同 左		
		15万円を超える金額	3%					
		40万円 "	4%					
		70万円 "	5%					
		100万円 "	6%					
		150万円 "	7%					
		250万円 "	8%					
		400万円 "	9%					
600万円 "	10%							
1,000万円 "	11%							
2,000万円 "	12%							
3,000万円 "	13%							
5,000万円 "	14%							
府民税	均等割	100円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左			
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%			
	摘 要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左	白色専従者控除 165,000円		

市民税の税歴(5/21)

賦課期日・申告期限	昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度				
	48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15			
所得控除	配偶者及び扶養 配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左			
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円)超過額(限度200万円)			
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左		
	均等割	400円		同	左	同	左		1,200円		
	所得割	30万円以下の金額	2%	15万円以下の金額	2%						
		30万円を超える金額	3%	15万円を超える金額	3%						
		50万円	4%	40万円	4%						
		80万円	5%	70万円	5%						
		110万円	6%	100万円	6%						
		150万円	7%	150万円	7%						
		250万円	8%	250万円	8%	同	左			同	左
		400万円	9%	400万円	9%						
600万円		10%	600万円	10%							
1,000万円	11%	1,000万円	11%								
2,000万円	12%	2,000万円	12%								
3,000万円	13%	3,000万円	13%								
5,000万円	14%	5,000万円	14%								
府民税	均等割	100円		同	左	同	左		300円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左		同	左	
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同	左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同	左		

市民税の税歴(6/21)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/21)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円		
均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左		
市民税	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	
	府民税	均等割 500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(8/21)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3. 15	62. 1. 1	62. 3. 15	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左		
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左		
市 民 税	均等割	2,000 円		同 左		同 左		
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		
	均等割	700 円		同 左		同 左		
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %				

市民税の税歴(9/21)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし		
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円			普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同	左	同	左		
市民税	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円		
	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左	
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち給与控除後を超える金額)			

市民税の税歴(10/21)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%	同	左	○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%	○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税

市民税の税歴(11/21)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 50,000 円以上 100,000 円以上 ○配偶者控除なし 400,000 円未満 400,000 円以上 450,000 円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円			同 左		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左		同 左
基礎控除	330,000 円			同 左		同 左	
市 民 税	均等割	2,000 円			2,500 円		同 左
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円	3 % 8 % 11 %		同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %
	均等割	700 円			1,000 円		同 左
府 民 税	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %		同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。			同 左		同 左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税			同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	

市民税の税歴(12/21)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
市民税	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税			同	左 ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

市民税の税歴(13/21)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)			同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
均等割	2,500円			同左		同左	
市 民 税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
府 民 税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/21)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	330,000円		同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左		同左
	均等割	1,000円		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	

市民税の税歴(15/21)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16/21)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円		同 左		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000 円以上 760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象						
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 300,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)			同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円			(税額控除に改組)		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左		同 左	
	基礎控除	330,000 円			同 左		同 左	
	税率	市民税均等割	3,000 円					
		市民税所得割	6%(一律)			同 左		同 左
	府民税均等割	1,000 円						
	府民税所得割	4%(一律)						
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左		同 左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額			同 左		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除						同 左	
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置							
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用				同 左		同 左	

市民税の税歴(17/21)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上760,000円未満	330,000円 30,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
			○0歳～15歳の扶養控除の廃止		

市民税の税歴(18/21)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/21)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(20/21)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

市民税の税歴(21/21)

		令和元年度	
賦課期日・申告期限		H31. 1. 1	H31. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が通減する。
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超 950,000円以下 310,000円 950,000円超 1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超 1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超 1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超 1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超 1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超 1,230,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が通減する。
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超 32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超 56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)	
	基礎控除	330,000円	
	市民税均等割	3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)	
	府民税均等割	1,800円	
府民税所得割	4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

諸税の税歴(1/13)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/13)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	—	—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/13)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/13)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
市民税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税	固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/13)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
市					
民					
税					
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/13)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/13)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,412 円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/13)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左
	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(9/13)

平成27年度	
法人税割	12.1/100 (平成26年10月1日以後に始まる事業年度から適用)
法人市民税	法人税割 ○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 (平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車) 3輪のもの 3,900円 4輪の営業用貨物 3,800円 " 自家用貨物 5,000円 " 営業用乗用 6,900円 " 自家用乗用 10,800円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3/100
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円

諸税の税歴(10/13)

		平成28年度																																																																																					
法人税割	法人税割	12.1/100																																																																																					
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																					
市民税	市民税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																					
	軽自動車税	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>乗用・自家用</th> <th>乗用・営業用</th> <th>貨物・自家用</th> <th>貨物・営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>4,600円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> ■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th colspan="4">← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>乗用車</th> <th>低</th> <th>乗用車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度燃費基準+35%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+20%達成車</th> <th>平成27年度燃費基準+15%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3	三輪	軽三輪	乗用・自家用	乗用・営業用	貨物・自家用	貨物・営業用	軽自動車		3,100円	7,200円	10,800円	4,600円	12,900円				5,500円	6,900円	8,200円	8,200円				4,000円	5,000円	6,000円	6,000円				3,000円	3,800円	4,500円	4,500円	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 → 低				高	乗用車	低	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3																																																																																		
	三輪	軽三輪	乗用・自家用	乗用・営業用	貨物・自家用	貨物・営業用																																																																																	
軽自動車		3,100円	7,200円	10,800円	4,600円	12,900円																																																																																	
			5,500円	6,900円	8,200円	8,200円																																																																																	
			4,000円	5,000円	6,000円	6,000円																																																																																	
			3,000円	3,800円	4,500円	4,500円																																																																																	
車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 → 低																																																																																				
			高	乗用車	低	乗用車																																																																																	
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																																		
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																		
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																		
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																		
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																		
市たばこ税	市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,925円																																																																																					
固定資産税	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																					
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																					
都市計画税	都市計画税	0.3 / 100																																																																																					
入湯税	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																					

諸税の税歴(11/13)

		平成29年度																																																																																
法人税割		12. 1/100																																																																																
	法人税割																																																																																	
法人市市民税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																
	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>乗用車</th> <th>低</th> <th>乗用車</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td></td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td></td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →				高	乗用車	低	乗用車				平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円		8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円		5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																																													
	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																												
		四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																												
	乗用・営業用		5,500円	6,900円	8,200円																																																																													
	貨物・自家用		4,000円	5,000円	6,000円																																																																													
	貨物・営業用		3,000円	3,800円	4,500円																																																																													
	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →																																																																														
				高	乗用車	低	乗用車																																																																											
			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																												
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円		8,100円																																																																												
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円		5,200円																																																																												
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																												
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																												
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																												
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき3,355円																																																																																	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																	
都市計画税	0.3 / 100																																																																																	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																	

諸税の税歴(12/13)

		平成30年度																																																																																														
法人税割		12. 1/100																																																																																														
	法人税割																																																																																															
法人市市民税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																														
	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1 （一部除外有）※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えて判断。</p> <p>※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th rowspan="3">電気軽自動車など</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> <td>5,400円</td> <td></td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td>3,500円</td> <td></td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1 （一部除外有）※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →				高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車				平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		5,400円		8,100円	営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1 （一部除外有）※2																																																																																									
		三輪	軽三輪	三輪	軽三輪																																																																																											
	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																																										
		四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																																										
			乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																																										
			貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																										
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																												
	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →																																																																																												
高				低																																																																																												
貨物車				乗用車	貨物車	乗用車																																																																																										
			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車																																																																																										
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		5,400円		8,100円																																																																																									
	営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円																																																																																									
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																																										
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																																										
三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																																										
市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																																																															
固定資産税	1.4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																															
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																															
都市計画税	0.3 / 100																																																																																															
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																																																															

諸税の税歴(13/13)

		令和元年度																																						
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																						
	法人均等割	<table border="0"> <tr> <td>○資本金50億円超え</td> <td>従業員数50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金50億円超え</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </table>		○資本金50億円超え	従業員数50人超	3,600,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円	○資本金50億円超え	従業員数50人以下	492,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人以下	492,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円	○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円	○その他		60,000円							
○資本金50億円超え	従業員数50人超	3,600,000円																																						
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円																																						
○資本金50億円超え	従業員数50人以下	492,000円																																						
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人以下	492,000円																																						
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円																																						
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円																																						
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円																																						
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円																																						
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円																																						
○その他		60,000円																																						
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>税率（％）</th> <th>軽減税率（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気自動車等</td> <td>自家用</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>自家用</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度燃費基準達成</td> <td>自家用</td> <td>1.0%</td> <td>非課税*</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>自家用</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%*</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td>自家用</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%*</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、軽減税率が適用されます。</p> <p>※電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。</p> <p>※電気自動車等を除くガソリン車、ハイブリッド車については、上記の燃費基準の達成に加えて、平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車(★★★)又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車(★★★)に限り、軽減税率が適用されます。</p>		軽自動車（三輪以上）の車種区分		税率（％）	軽減税率（％）	電気自動車等	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成	自家用	1.0%	非課税*	営業用	0.5%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	自家用	2.0%	1.0%*	営業用	1.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	自家用	2.0%	1.0%*	営業用
軽自動車（三輪以上）の車種区分		税率（％）	軽減税率（％）																																					
電気自動車等	自家用	非課税	非課税																																					
	営業用	非課税	非課税																																					
令和2年度燃費基準+10%達成	自家用	非課税	非課税																																					
	営業用	非課税	非課税																																					
令和2年度燃費基準達成	自家用	1.0%	非課税*																																					
	営業用	0.5%	0.5%																																					
平成27年度燃費基準+10%達成	自家用	2.0%	1.0%*																																					
	営業用	1.0%	1.0%																																					
上記以外の軽自動車	自家用	2.0%	1.0%*																																					
	営業用	2.0%	2.0%																																					
種別割	原動機付自転車	<table border="0"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90 "</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125 "</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪のもの</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※3輪以上は、別表のとおり</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> </table>		50cc以下	2,000円	90 "	2,000円	125 "	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車		2輪のもの	3,600円	※3輪以上は、別表のとおり		2輪の小型自動車	6,000円	小型特殊自動車		農業作業用	2,400円	その他	5,900円															
		50cc以下	2,000円																																					
90 "	2,000円																																							
125 "	2,400円																																							
ミニカー	3,700円																																							
軽自動車																																								
2輪のもの	3,600円																																							
※3輪以上は、別表のとおり																																								
2輪の小型自動車	6,000円																																							
小型特殊自動車																																								
農業作業用	2,400円																																							
その他	5,900円																																							
軽自動車	軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率（年税額）</th> </tr> <tr> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を経過した車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成18年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び、被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。</p>		車種区分	税率（年税額）			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を経過した車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円								
		車種区分	税率（年税額）																																					
平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を経過した車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2																																					
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																				
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																				
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																				
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																				
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																				
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																							
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																							
都市計画税	0.3/100																																							
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																							

主な税制改正【平成30年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度											
個人市民税	給与所得の見直し	<p>給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成29年度（平成28年分）は1,200万円（控除額230万円）に、平成30年度（平成29年分）以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度（平成28年分）</th> <th>平成30年度（平成29年分）以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額が適用される給与収入</td> <td>1,200万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>230万円</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度（平成28年分）	平成30年度（平成29年分）以後	上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円	給与所得控除の上限額	230万円	220万円	平成29年度（平成28年分）から	26		
		平成29年度（平成28年分）	平成30年度（平成29年分）以後												
上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円													
給与所得控除の上限額	230万円	220万円													
	セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」（医療費控除の特例）の創設	<p>適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持促進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に12,000円を超えて支払った場合に、12,000円を超える額（控除限度額88,000円）を所得控除できることとなった。</p>	平成30年度から	28											
固定資産税	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）	<p>国が地方税法で一律に定めていた課税標準等の特例措置について、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じてこれまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるように、条例で特例措置を定めることができる制度が導入された。</p>	平成24年度に導入以後、毎年度適用範囲を拡大	24～											
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の延長	<p>グリーン化特例（軽課）の適用要件を厳格化した上で適用期限を2年間延長し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例（軽課）を適用する。</p>	平成30年度から	29											
市たばこ税	市たばこ税の税率改正	<p>平成30年10月1日から、令和2年・令和3年の3段階に分けて市たばこ税の税率を引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市たばこ税</th> <th colspan="3">実施期間</th> </tr> <tr> <th>平成30年10月1日から</th> <th>令和2年10月1日から</th> <th>令和3年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table>	市たばこ税	実施期間			平成30年10月1日から	令和2年10月1日から	令和3年10月1日から		5,692円	6,122円	6,552円	平成30年度から	30
市たばこ税	実施期間														
	平成30年10月1日から	令和2年10月1日から	令和3年10月1日から												
	5,692円	6,122円	6,552円												



市 税 概 要 （令和元年度版）

令和2年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222



寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>